

多摩区役所職員等表彰要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、職員の志気の高揚及び職場の活力の向上に資するため、区長が他の職員の模範となった職員又は職場を表彰することについて必要な事項を定める。

(表彰の種類)

第2条 表彰は次のとおりとする。

(1) 表彰状

(2) 感謝状

2 前項に規定する表彰は、記念品を付して行なうことができる。

(表彰の申請)

第3条 表彰の申請は次の手続きで行なうものとする。

(1) 表彰は、自薦・他薦を問わないものとする。

(2) 職員の表彰は、職員が在籍する職場の課長職に推薦するものとする。
なお、課長職は、意見を付して区長に申請するものとする。

(3) 職場の表彰等は、当該部長職に推薦するものとする。ただし、区役所組織外の職場については副区長に行なうものとする。

なお、部長職は、意見を付して区長に申請するものとする。

(表彰の審査)

第4条 表彰の審査は、区部長会議で行い、3分の2以上の賛成で決定する。

(表彰の交付)

第5条 削除

(事務局)

第6条 事務局は、総務課庶務係に置くものとする。

付則

この要綱は平成12年10月1日から施行する。

付則

この改正要綱は平成18年1月18日から施行する。

付則

この改正要綱は平成20年4月1日から施行する。